

介護保険料などのお知らせ

7月中旬に、65歳以上の方（第1号被保険者）へ介護保険料の額をお知らせする通知書をお送りします。介護保険料は、4月1日時点での世帯の市民税課税状況や、本人の所得に応じて、11段階のいずれかの保険料となります。

介護保険は介護が必要な状態となったときに、安心してサービスを受けることができ、社会保険制度です。ご理解とご協力をお願いします。

●保険料の納め方

特別徴収

（年金から差し引かれる方）

対象 老齢年金や退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上の方

納め方

◇4・6・8月（仮徴収）

前年度の保険料実績を基にあらかじめ年金から差し引かれます。

◇10・12・2月（本徴収）

令和4年中の所得などを基に算出した今年度保険料から

仮徴収分を除いた額が差し引かれます。

普通徴収

（納付書で納める方）

対象

- ・老齢年金や退職年金、遺族年金が年額18万円未満の方
- ・老齢福祉年金を受給している方
- ・年度途中で65歳になった方
- ・所得により保険料の段階が変更になった方
- ・能代市に転入してきた方

納め方

7月から翌年3月まで、毎月納付書で納めます。

保険料を納付書で納めている方には、納め忘れの心配がなく、納付の手間を省ける口座振替をお勧めします。市内各金融機関や市役所で随時申し込みができます。

●年度途中で65歳になる方へ

65歳になる月（1日が誕生日の場合はその前月）の分から、納付書で保険料を納めて

もらいます。特別徴収へ変更となる場合には、開始時期に合わせてお知らせします。

●40歳～64歳の介護保険料

加入している医療保険（国民健康保険や健康保険組合など）の保険料と合わせて納めます。詳しくは各医療保険者へお問い合わせください。

●保険料の納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

災害や失業などにより著しく所得が減少するなど、特別な事情により生活に困窮していると認められるときには、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がありますのでご相談ください。

問合せ

長寿いきがい課
地域局市民福祉課
☎89・2157
☎73・5500

令和5年度の介護保険料 ※第1～3段階は負担軽減あり ※（ ）内は軽減前の金額

段階	区分など	年間保険料
1	世帯全員が 市民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、前年の年金収入額などが80万円以下 24,480円 (40,800円) 基準額×0.3
2		前年の年金収入額などが120万円以下で第1段階に該当しない方 40,800円 (61,200円) 基準額×0.5
3		第1・第2段階に該当しない方 57,120円 (61,200円) 基準額×0.7
4	本人が 市民税非課税	年金収入額などが80万円以下 65,300円 基準額×0.8
5		第4段階に該当しない方 81,600円 基準額
6	本人が 市民税課税	合計所得金額が120万円未満 89,800円 基準額×1.1
7		合計所得金額が120万円以上125万円未満 91,400円 基準額×1.12
8		合計所得金額が125万円以上160万円未満 102,000円 基準額×1.25
9		合計所得金額が160万円以上210万円未満 106,100円 基準額×1.3
10		合計所得金額が210万円以上320万円未満 122,400円 基準額×1.5
11	合計所得金額が320万円以上 138,700円 基準額×1.7	